

令和5年8月30日

公共事業の品質確保に関する意見

参議院議員佐藤信秋

10-5 積算予定価格の上限拘束性を無くす為に

不調不落になった場合に、予定価格よりも高くてもOKとすることを上限拘束性をなくすこと、と定義します。積算価格＝予定価格としている現状では不調不落の場合、予算を手当てした上で発注内容を再検討することになりますが、大変手間のかかるものでもあります。条件変えての再度入札の前に

- ・ 1 番札、2 番札と随契交渉
- ・ 予算措置を、予定価格の何%増、確保しておいて、その範囲でなら価格交渉に応ずるケース

等弾力措置も工夫する余地があるので、制度を真っ向から変更する前に、各種工夫措置を並べあげて、試行、実行できないか、と思っております。これまでのように

- ・ 建設投資額の減少
- ・ ダンピング

等が生じてきた地域には、またまた建設デフレが生じかねませんから、せめて積算価格中心に価格形成がなされる習慣を獲得しておきたいものです。

佐藤信秋(2023)「建設労働者処遇改善の論理と実践」, P169-170, 建設人社.